



労基署便り

令和7年度 No4
大河原労働基準監督署



令和7年1月～6月労働災害発生状況

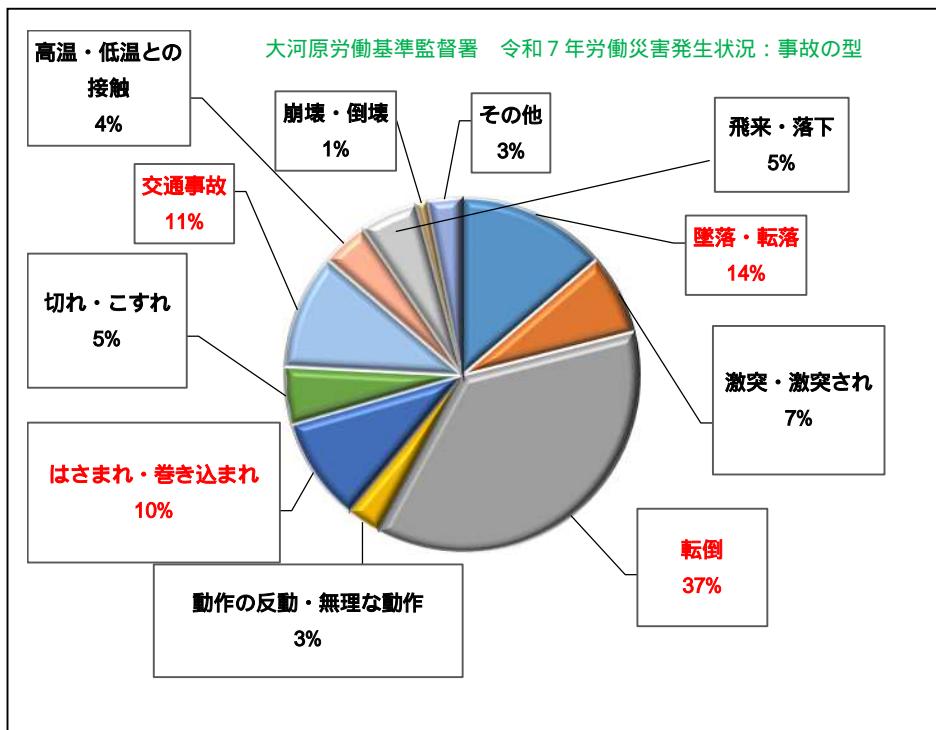
	大河原労働基準監督署管内			宮城労働局管内		
	R6	R7	前年比	R6	R7	前年比
製造業 計	16	26	10	174	166	-8
食料品製造業	6	10	4	69	76	7
機械金属製造業	6	7	1	57	38	-19
建設業 計	9	13	4	124	118(1)	-6(1)
土木工事業	5	3	-2	36	31	-5
建築工事業	3	5	2	60	48(1)	-12(1)
その他の建設業	1	5	4	28	39	11
運輸交通業 計	9	3	-6	152(1)	168	16(-1)
道路貨物運送業	8	3	-5	134	145	11
商業	10	13	3	171	181	10
社会福祉施設	4	3	-1	98	103	5
全産業	61	93	32	974(6)	1035(4)	61(-2)

新型コロナウイルス感染症によるものを除いた令和7年7月8日現在速報値)

1 休業4日以上の死傷労働災害（労働者死傷病報告による）の数値。前年比は死傷者数（人）、（ ）は内数で死亡者数。

2 機械金属製造業は、鉄鋼業・非鉄金属、金属製品、一般機械器具、電気機械器具、輸送用機械等製造業の合計。

令和7年の大河原労働基準監督署管内における休業4日以上の労働災害が増加が顕著です（前年同時期比52.5%増）。歯止めをかける必要がありますので、皆様、ご協力のほどよろしくお願いいたします。



転倒による災害が最も多くを占めています。転倒災害の防止に努めてください。



厚生労働省

「転倒災害の防止」

また、交通事故が多いことも気がかりです。「交通労働災害防止のためのガイドライン」を参考にして交通事故の防止にも是非ともお取り組みください。



「交通労働災害防止のためのガイドライン」

労働安全衛生法が改正されます! (令和8年1月1日から段階的に施行されます)

今回は、二つの改正事項についてお知らせいたします。

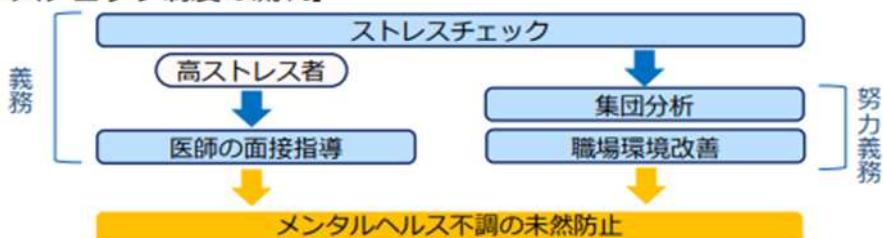
職場のメンタルヘルス対策の推進

公布後3年以内に政令で定める日から施行

ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている常用労働者数50人未満の事業場においても、ストレスチェックや高ストレス者への面接指導の実施が義務付けられました。

国においても小規模事業者が円滑に制度改正に対応できるよう、50人未満の事業場に即したストレスチェックの実施体制・実施手法についてのマニュアルの作成や、医師による高ストレス者への面接指導の受け皿となる地域産業保健センター(地さんぽ)の体制拡充などの支援を進めています。

【ストレスチェック制度の流れ】



高年齢労働者の労働災害防止の推進 令和8年4月1日施行

高年齢労働者の労働災害の防止を図るため、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となりました。

また、国において、事業者による措置の適切かつ有効な実施を図るために指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

改正安衛法等に係る特設ページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou/roudou/roudoukijun/anzan-eihou/index_00001.html



エイジフレンドリー助成金
のご案内

年次有給休暇を取得しましょう! (法令で定める日数を取得するのは最低限のことです)

夏季休暇の時季となりました。年々、暑さが厳しくなってきています。上手に休暇を取得して心身ともにリフレッシュをはかり、暑い時季を乗り切りましょう。熱中症対策もよろしくお願ひします。



発行：大河原労働基準監督署 (TEL 0224-53-2154) 柴田郡大河原町字新東 24-25

労働条件や安全衛生の確保・改善、労災補償等についてご不明な点やお悩みのことがあれば、お気軽にご相談ください。

労働時間制度等のご相談については「労働時間相談・支援班」がご希望に応じて個別訪問で対応いたします。

労働条件関係は監督係、労働災害防止・健康確保対策関係は安全衛生係、労働保険料・労災保険関係は労災係までお願ひします。